

療養病棟の医療区分のきめ細かな評価

骨子【I-1(9)】

第1 基本的な考え方

療養病棟入院基本料を算定する病棟における医療区分の評価をより適正なものとするため、酸素療法、うつ状態及び頻回な血糖検査の項目について、きめ細かな状況を考慮するよう見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 療養病棟入院基本料の医療区分3に関する項目の定義又は留意点を次のように変更する。

現 行	改定案
<p>【酸素療法を実施している状態】 [項目の定義] 酸素療法を実施している状態</p>	<p>【酸素療法を実施している状態】 [項目の定義] <u>常時流量3L/分以上を必要とする状態又は常時流量3L/分未満を必要とする状態であってNYHA重症度分類のⅢ度若しくはⅣ度の心不全の状態又は肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合。ただし、肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合については、30日間は本項目に該当する。</u></p>

2. 療養病棟入院基本料の医療区分2に関する項目の定義又は留意点を次のように変更する。

現 行	改定案

<p>【酸素療法を実施している状態】</p> <p>[項目の定義]</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【頻回の血糖検査を実施している状態】</p> <p>[留意点]</p> <p>糖尿病に対するインスリン治療を行っているなどの、1日3回以上の頻回の血糖検査が必要な状態に限る。なお、検査日から3日間まで、本項目に該当するものとする。</p> <p>【うつ症状に対する治療を実施している状態】</p> <p>[項目の定義]</p> <p>うつ症状に対する治療を実施している状態（うつ症状に対する薬を投与している場合、入院精神療法、精神科作業療法及び心身医学療法など、『診療報酬の算定方法』別表第1第2章第8部の精神科専門療法のいずれかを算定している場合に限る。）</p>	<p>【酸素療法を実施している状態】</p> <p>[項目の定義]</p> <p><u>酸素療法を実施している状態(医療区分3に該当する状態を除く。)</u></p> <p>【頻回の血糖検査を実施している状態】</p> <p>[留意点]</p> <p>糖尿病に対するインスリン製剤又はソマトメジンC製剤の注射を1日1回以上行い、1日3回以上の頻回な血糖検査を実施している状態に限る。なお、検査日から3日間まで、本項目に該当するものとする。</p> <p>【うつ症状に対する治療を実施している状態】</p> <p>[項目の定義]</p> <p>うつ症状に対する治療を実施している状態（<u>精神保健指定医が</u>うつ症状に対する薬を投与している場合、うつ症状に対する入院精神療法、精神科作業療法及び心身医学療法など、『診療報酬の算定方法』別表第1第2章第8部の精神科専門療法のいずれかを算定している場合に限る。）</p>
---	--